

(農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課)

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p><b>【要望】</b>                  離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。                  そのほか、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>【現行制度】</b>                  1. 製造業・旅館業                  (1) 対象                  ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金の規模</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円超 1 億円以下</td> <td style="width: 25%;">1 億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等                  (1) 対象                  ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p> <p><b>【関係条文】</b>                  ・ 離島振興法第 19 条                  (所得税) 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号                  租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 26 項                  租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 9 項及び第 10 項                  (法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号                  租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、第 23 項、第 24 項及び第 27 項                  租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 9 項及び第 10 項</p>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲400 百万円) ( — 百万円)									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、社会減による人口流出・人口減少が続く離島において、産業活動の活性化及び雇用の維持等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに成長産業であり、輸送コストの影響を受けにくい情報サービス業等は、それぞれの業種が離島にとって重要な産業である。</p> <p>ほぼ全ての地域において産業の振興に関する計画が策定され、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移、就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、離島にとって重要な前述の産業の振興を図るため、地域内の事業者による投資促進を通じた内発的発展と地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策評価体系における位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂) Ⅱ基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 Ⅲ政策の展開方向 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。 また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細</p>

			<p>かく推進する。(略)</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。</p> <p>② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。</p> <p>オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。</p> <p>③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	政策の達成目標		離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を315千人以上とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間		2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
	同上の期間中の達成目標		<p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口 令和2年度：349千人 → 令和6年度：目標値321千人 平成30年度末～令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口減少率の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p>
	政策目標の達成状況		離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和3年度の人口は344千人であった。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>令和4年度 116件 令和5年度 147件 令和6年度 169件</p> <p>※関係都道府県へ調査した令和4年度見込みの件数。それをもとに令和5年度、令和6年度の見込みを算出した。 ※継続の件数も含む。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるように措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・離島振興法第20条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①公共事業予算の一括計上 44,097百万円 ②離島活性化交付金 1,552百万円 ③離島振興調査費 160百万円 (令和5年度概算要求額)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、企業誘致に関しては令和5年度概算要求しているが、これは事業者に対する直接支援ではなく、企業誘致を促進する自治体向けの支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、経済の活性化及び就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額 (百万円)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>51 (20)</td> <td>65 (54)</td> <td>15 (12)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>74 (25)</td> <td>58 (99)</td> <td>13 (23)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>88 (28)</td> <td>57 (94)</td> <td>13 (21)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道府県への調査での確認書をもとに算出。  ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。  ※( )内は、前回要望時の適用見込値  【計算式】  令和元年：適用額×23.2% (法人税率) =減収額  令和2年：適用額×23.2% (法人税率) =減収額  令和3年：適用額×23.2% (法人税率) =減収額</p>		適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	令和元年	51 (20)	65 (54)	15 (12)	令和2年	74 (25)	58 (99)	13 (23)	令和3年	88 (28)	57 (94)	13 (21)
		適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)														
	令和元年	51 (20)	65 (54)	15 (12)														
	令和2年	74 (25)	58 (99)	13 (23)														
	令和3年	88 (28)	57 (94)	13 (21)														
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>&lt;令和2年度調査結果&gt;  ① 租税特別措置法の条項 第45条  ② 適用件数及び適用総額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12件</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8件</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8件</td> <td>42百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用総額	平成30年度	12件	45百万円	令和元年度	8件	30百万円	令和2年度	8件	42百万円				
	適用件数	適用総額																
平成30年度	12件	45百万円																
令和元年度	8件	30百万円																
令和2年度	8件	42百万円																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが考えられる。</p>																	
前回要望時の達成目標	<p>令和4年度の離島振興対策実施地域の人口を 336 千人以上とする。</p>																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和2年度の人口は 348 千人であり、令和4年度の目標値は達成できる見込みであるが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少に歯止めがかかっていない状況である。</p>																	
これまでの要望経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)  平成7年度 適用期限の2年延長  平成9年度 適用期限の2年延長  拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)  平成11年度 適用期限の2年延長  平成13年度 適用期限の2年延長  拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)  平成15年度 適用期限の2年延長  拡充(農林水産物等販売業を追加)  除外(ソフトウェア業を除外)  平成17年度 適用期限の2年延長  平成19年度 適用期限の2年延長  拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下</p>																	

	(げ) 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 拡充 (情報サービス業を追加) 除外 (農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充 (農林水産物等販売業を追加) 拡充 (取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引 下げ (資本規模により異なる)) 拡充 (旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地 区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長
--	---